

国立大学法人和歌山大学シンボルマーク、ロゴタイプ及びマスコットキャラクター
デザインの取扱いに関する要項

平成30年 1月23日 学長決裁

令和7年10月 1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）のシンボルマーク、ロゴタイプ及びマスコットキャラクターデザイン（以下「シンボルマーク等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(シンボルマーク等)

第2条 シンボルマークは、別図1のとおりとする。

2 ロゴタイプは、別図2のとおりとする。

3 マスコットキャラクターデザインは、別図3のとおりとする。

4 シンボルマーク等の寸法及び色彩等は、本学が定める規格とする。ただし、広報室が特に認める場合は、この限りではない。

(使用目的)

第3条 シンボルマーク等は、次の各号に掲げる目的において使用することができる。

- (1) 本学の教育、研究及び地域貢献活動に関する目的
- (2) 本学の事業及び業務の遂行に関する目的
- (3) 本学の知名度の向上やアイデンティティの確立に関する目的
- (4) その他学長が特に必要と認めるもの

(使用手続き等)

第4条 使用承認を受けようとする者は、事前に別紙1の使用申請書を学長あてに提出しなければならない。なお、申請後において、使用内容の変更等が生じた場合は、すみやかに別紙2の使用変更申請書を学長あてに提出しなければならない。

2 本学の教職員、学生及び同窓会、後援会など本学に関連する組織が、前条第1号から第3号のいずれかの目的で使用する場合は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) シンボルマーク、ロゴタイプ 申請書の提出を不要とする。
- (2) マスコットキャラクターデザイン 別に定める方法で届け出るものとする。

(使用許可等)

第5条 学長は、前条第1項の規定により申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許可するものとする。

- (1) 使用目的が第3条各号に掲げる目的以外の場合
- (2) 本学の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- (5) 申請者の単なる個人的利益のために使用する場合
- (6) その他学長が適当でないと認める場合

(使用承認)

第6条 学長は、前条に基づき許可を行う場合は、申請者に対してその旨を別紙3の使用（変更）承認書で通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申請者とシンボルマーク等の使

用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結するものとする。

- (1) シンボルマーク等を使用した商品を販売する目的で使用する場合
- (2) シンボルマーク等を利用して役務を提供する場合
- (3) その他営利目的でシンボルマーク等を利用する場合
(使用料)

第8条 前条の規定により使用契約を締結した者は、当該使用契約に定める使用料を納付しなければならない。

(遵守事項及び禁止事項)

第9条 シンボルマーク等の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマーク等の形状及び寸法は改変しないこと（第2条第4項ただし書きを除く。）
- (2) 本学の許可なしにシンボルマーク等を第三者に使用させないこと
- (3) 申請時の使用目的以外に使用しないこと
(使用停止又は使用許可の取消し措置)

第10条 学長は、使用許可を受けシンボルマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）が、この要項に違反し、若しくはその趣旨に反すると認められるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対してシンボルマーク等の使用の停止又は使用許可の取消し措置をとることができる。

- (1) 当該使用申請書等の内容に虚偽があったとき
- (2) 実施内容が申請内容と著しく異なるとき
- (3) 本学が付する当該使用の許可条件に違反したとき
- (4) 使用契約に違反し、改善されないとき
- (5) その他使用させることが不適切と認めるとき
(事務)

第11条 この要項の運用に係る事務は、研究・社会連携課知的財産担当の協力を得て、広報室において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、シンボルマーク等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年1月23日から施行する。

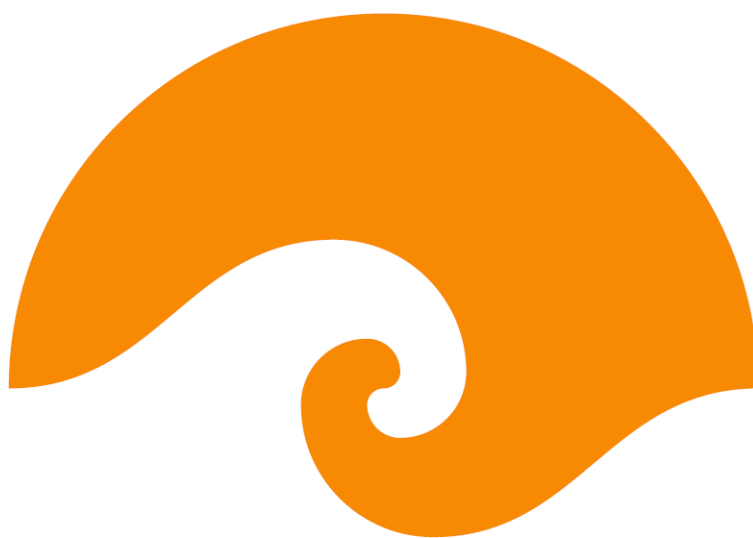
附 則

この改正要項は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

この改正要項は、令和7年10月1日から施行する。

別図 1



別図 2

国立大学法人

和歌山大学

wakayama univ.

別図 3



和歌山大学シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクターデザイン使用申請書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学長 殿

<申請者>

(住所)

(所属等)

(氏名)

(連絡先) 電話：

e-mail：

下記のとおり和歌山大学シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクターデザインを使用したいので、申請します。

なお、使用に際しては、和歌山大学が定める規格を遵守します。

記

1. 使用対象物件

2. 使用目的

3. 使用方法

4. 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5. 個数があるものについては使用数量

6. 販売予定価格について

有償（ 円） 無償

7. 添付書類

見本・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

和歌山大学シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクターデザイン使用変更申請書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学長 殿

＜申請者＞
(住所)
(所属等)
(氏名)
(連絡先) 電話 :
e-mail :

年 月 日付けで承認を受けました和歌山大学シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクターの使用（変更）について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更理由		
変更内容	変更前	変更後

和歌山大学シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクターデザイン使用（変更）承認書

年 月 日

殿

国立大学法人和歌山大学長

年 月 日付で申請のありました和歌山大学シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1. 使用対象物件

2. 使用目的

3. 使用方法

4. 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5. 使用数量

6. 販売予定価格

有償（ 円） 無償

7. 遵守事項等

- （1）使用に際しては和歌山大学 VIS マニュアルまたはマスコットキャラクター使用ガイドラインを遵守すること
- （2）使用承認を受けた内容に変更があれば直ちに届け出ること